

## 平成 28 年度 1 月の市民の声（全 1 通のうち 1 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

### ◇高額療養費の精算について

#### 【ご意見・ご提案など】

高額医療でお世話になっています。米（まい）ネットを市でやっているかは知らないですが、折角のカードあっても医療機関毎に手続きをするのが面倒です。

出来ましたカード所有するメリットとして精算する手続きの簡略化をお願いします。

（平成 29 年 1 月 5 日）

#### 【お返事】

医療費は、受診した月から約 2 か月後に医療機関から保険証発行元（国民健康保険や後期高齢者医療保険なら南魚沼市）へ、保険者が負担する医療費の請求（診療報酬明細書）が届きます。この請求には、受診者が窓口で支払った金額や、支払いが済んでいるかは記載されていません。このため、高額療養費を申請する皆様からは領収書を提示していただき、支払済みであることを確認しています。

一方、「うおぬま米ねっと」は、魚沼医療圏内にある病院、診療所、薬局等が患者の診療情報（病歴や服薬状況）を共有することで、効率的に安全・安心な医療を提供することを目的としています。

このため、「米ねっとカード」には支払情報を参照する機能は付いていません。本来の目的と異なるため、今後もそうした機能を付加する意思がないことを、「うおぬま・米ねっと事務局」（電話 788-0485）へ確認いたしました。

これらの事情から、ご提案のあった「米ねっと」を利用した高額療養費の申請については、実施が難しい状況です。

なお、高額療養費につきましては、該当した月ごとに申請書を送付しておりますが、受診した月から 2 年間は申請が可能です。2 年以内であれば、複数の月をまとめて申請することで申請回数を減らすことも可能ですので、ご検討ください。

（担当：市民課国保年金係）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658